

Q 4 通学に関する安全管理を充実させる上で配慮すべき点を教えてほしい。

A： 児童生徒が通学時に事件や事故に巻き込まれる事例は全国的に起こっている。通学路を含めた地域社会における治安を確保する一般的な責務は当該地域を管轄する地方公共団体が有するものである。しかし、通学路における児童生徒の安全確保については、学校保健安全法第 27 条に規定する学校安全計画に基づき、各学校が児童生徒に対して安全指導を行うとともに、地域の関係機関や団体と連携して適切な対応をとる必要がある。以下にその具体的な配慮点について示す。

**学校保健安全法第 27 条**

学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

1 通学路の設定（通学路の条件）

児童生徒の通学時の安全を確保するためには、教育委員会・学校・保護者、警察等の関係機関、自治体、地域の関係団体等と連携を図って取り組むことが大切である。また、通学の安全管理については、交通安全の観点だけでなく、誘拐や傷害などの犯罪被害防止という生活安全の観点や災害発生時の災害安全の観点からも対策を講じる必要がある。

(1) 交通安全の観点

- 道路を横断する回数が少ないルートを選ぶ。
- 道路横断箇所には、信号機が設置されている場所や、交通安全指導員、地域ボランティア、保護者、スクールガード等の誘導が行われている所を選ぶ。
- 歩車道が区別されている道路や、ガードレールが整備されている道路を選ぶ。
- 歩車道の区別がない場合は、交通量が多い、大型車輛の往来がある、路側帯が狭い等の道路は避ける。
- 交通事故が頻繁に発生している道路、重大な事故の発生が想定される道路は避ける。
- 見通しが悪い、頻繁に車輛が右左折する、車輛の複雑な動きがある交差点は避ける。
- 安全に待機できるスペースが確保されていない交差点は避ける。

(2) 生活安全の観点

- 近くに廃屋があったり、過去に不審者が出没したりした箇所は避ける。
- 人通りがあり、街灯が設置されている道路を選ぶ。
- 緊急時に児童生徒等が駆け込める「子ども 110 番の家」やコンビニエンスストア、民家等が複数存在する道路を選ぶ。
- 防犯カメラなど防犯設備が整備された道路を選ぶ。
- 植物等が繁茂することで死角が発生する可能性の高い箇所は避ける。

(3) 災害安全の観点

- 大雨時に氾濫が想定されている河川や用水路沿いの道路は避ける。
- 地震発生時に、ブロック塀の倒壊や外壁の落下等が想定されている箇所は避ける。
- 大雨や地震発生時に、土砂崩れ等の災害が想定されている箇所は避ける。
- その他、災害発生時に被害が想定されている箇所は避ける。

## 2 通学路の点検

安全な通学路を設定するために、各校では通学路の点検を行っている。点検することは、児童生徒が事件・事故等に巻き込まれることを未然に防ぐ重要な安全管理の取組の一つである。決まった項目を毎年点検するだけでなく、常に危険箇所及び危険な環境条件を抽出・分析・管理する取組を組織的に進めていくことが必要である。

### (1) 危険箇所の抽出

- ①教職員、児童生徒、保護者、地域から提供されるヒヤリハット等の情報を収集し地図上に記す。事故等が多発している場所を把握し、重点的に対策を講じる箇所を絞る。
- ②交通安全の視点（交通量、歩車道の別、交差点の状況等）、防犯の視点（死角、街灯や防犯カメラの有無等）、防災の視点（ブロック塀や外壁等の倒壊・落下の危険、過去の自然災害発生状況等）からも危険箇所の情報を収集しておく。

### (2) 危険箇所の分析

抽出された危険箇所の状況等を分析することで、発生し得る事故等を具体化し、問題となる環境条件を特定する。

- ①教職員等による危険箇所の分析
  - ・必要に応じて、教職員だけでなく、保護者や教育委員会、警察、自治体等と合同で安全点検を行う。
  - ・点検時にはカメラを持参して危険箇所等を画像や動画で記録し、指導等に活用する。
  - ・通学路だけでなく、バス停や登校班等の集合場所についても安全の確認を行う。
- ②児童生徒の行動の分析
  - ・交通事故は、児童生徒の行動特性と連動して発生することが多い。通学路で児童生徒がどのような行動をとっているのか観察することで、改善すべき環境条件と指導上の課題を見出していく。
- ③児童生徒による危険箇所の分析
  - ・児童生徒による分析は、児童生徒の視点からの問題把握や児童生徒自身の学びにもなり有効である。
  - ・登下校中に感じたことやヒヤリハット体験などを地図上に記し、通学路安全マップ<図1>等を作成することも、危険回避能力の向上に有効である。



### (3) 危険箇所の管理

抽出・分析した危険箇所については、組織的に対応・管理していくことが重要である。

- ①物理的に環境を改善する方法（街灯や防犯カメラの設置など）と、人による安全確保の方法（スクールガード等による見守り活動、児童生徒等への指導など）により危険箇所への対策を行う。
- ②対応策の実施には予算を伴うものが多く、様々な関係者からの協力を得る必要がある。そのため通学路に関する取組についての協議は、家庭や地域と一体となって組織的に推進することが望まれる。

登下校時の児童生徒の安全確保を図るためにも、学校が家庭、地域、関係機関・団体等に対して主体的に働きかけ、地域ぐるみで通学路の安全管理に取り組むことが望まれる。

#### 【参考資料】

- ・学校安全資料 『「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育』 H31.3 文科省
- ・「学校の危機管理マニュアル作成の手引」 H30.2 文科省